生駒市監査委員告示第４号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第１４項の規定により令和５年度定期監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和６年１１月２２日

生駒市監査委員　東 良 徳 一
生駒市監査委員　平松亜矢子
生駒市監査委員　改 正 大 祐

記

監査の対象(課、施設)	教育部幼保こども園課

指摘事項等	措置内容
市立保育所保護者負担金、私立保育所の保護者負担金、保育園児給食費、幼稚園児給食費等に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書その他関係資料を照合・確認したところ、事後調定に係る収入の調定処理がされていない状態のものがあった。歳入が収納後長期間調定処理されない状況にあることは、歳入の管理上好ましくない状態であるため、適時に調定処理を行うよう適切な措置を講じられたい。	以前は長期欠席児童の保育料還付を行う場合、調定額の変更が生じるため還付が発生しないことが判明した時点で調定を実施していました。今後は保育料の口座引落を実施するタイミングで調定を行い、還付が発生した場合は速やかに調定変更を行ってまいります。